

町内に空き家をお持ちの人へ 空き家バンクに登録しませんか

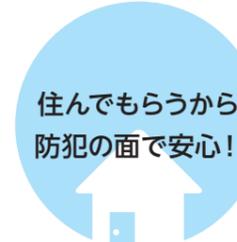
問い合わせ 政策企画課 ☎78-3114 (内223)

津奈木町では、空き家を買いたい人や貸したい人に空き家物件を登録していただき、空き家の利用希望者へ情報を提供する空き家バンク制度を運用しています。空き家バンクへの登録要件や補助制度の活用など、詳しくはお問い合わせください。

↑ 空き家バンクに登録して入居者が見つかるこんなメリットがあります



使ってもらうことで
家の老朽化が防げた!



住んでもらうから
防犯の面で安心!



入居者が見つかり
家賃収入が入った!



家財の処分などに
補助金が使えた!

↑ 空き家バンク登録物件には次の補助制度があります ※事前の申請が必要。

空き家リフォーム補助制度

- ▼対象物件
空き家バンクに登録され、売買か賃貸借契約を結んだ空き家
- ▼対象者
次のどれかに当てはまる人
①空き家の所有者
②入居(予定)者
※所有者などが3親等以内の親族かこれと同じと認められる人に売却・賃貸するときは対象外です。
- ▼対象事業
町内施工業者が空き家を改修する事業
※補助対象になる改修内容はお問い合わせください。
- ▼内容
費用の3分の2を補助(限度額 50万円)
- ▼その他
登録空き家を活用し活性化事業(宿泊業・飲食業・小売業)をするときも対象です。

空き家家財道具処分等補助制度

- ▼対象物件
空き家バンクに登録された空き家
- ▼対象者
次のどれかに当てはまる人
①空き家の所有者
②入居(予定)者で所有者から家財処分などを委任された人
※所有者などが3親等以内の親族かこれと同じと認められる人に売却・賃貸するときは対象外です。
- ▼対象経費
①ごみの処分費
②家財の移設費
③家電リサイクル法で指定された家電製品の処分費
④敷地内の樹木伐採・草刈などの経費
⑤空き家内の清掃費
- ▼内容
費用の10分の10を補助(限度額 30万円)

↑ 空き家バンク登録には要件があります

老朽化が激しい空き家や、県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)に存在する空き家はバンクへ登録できません。

食育月間



6月は食育月間

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

食べることは生きることであり、健康な身体と心を育むことにつながります。栄養バランスや食品ロス削減など、正しい知識を身につけましょう。食育の第一歩は、食べものに興味をもち、心から食べるのが好きになることです。一日の始まりは朝ごはんから。朝から家族そろって楽しく食卓を囲んでみませんか?



歯と口の健康週間



歯みがきで体も健康に

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

6/4(日)~10(土)は「歯と口の健康週間」です。歯と口腔の健康を保つことは、バランスの取れた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防など、全身の健康にも影響する重要なことです。80歳になっても20本の歯を保つことを目指し、この機会に歯と口の健康について見直してみましょう。



児童手当現況届



児童手当現況届の提出は6月末まで

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

児童手当を受給している人で、下記に当てはまる人は現況届の提出が必要です。対象者には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

- ▶対象
 - ・配偶者からの暴力などで住民票と異なる市町村で受給している人
 - ・津奈木町に住民票がない児童を養育する人
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している人
 - ・施設など(例:里親)の受給者
 - ・本町から提出の案内があった人
- ▶期限 6/30(金)
- ▶提出先 ほけん福祉課福祉班
※手続きをしなかったときは、引き続き受給資格があっても、6月以降の手当での受給ができなくなるので必ず提出してください

新生児聴覚検査費用の助成



新生児聴覚検査を受けませんか

☎ほけん福祉課福祉班 ☎78-3115 (内126)

- R5.4/1から新生児聴覚検査の助成事業を開始しました。新生児聴覚検査は出産後、入院中に実施する赤ちゃんの聞こえの検査です。
- ▶助成回数 初回検査1回、検査費用全額
- ▶対象 R5.4/1以降に生まれた赤ちゃん
- ▶対象検査 自動聴性脳幹反応検査(ABR・AABR)、耳音響放射検査(OAE)
- ▶必要なもの
 - ①新生児聴覚検査の結果が書かれた母子健康手帳の写し
 - ②医療機関が発行する領収証の写し
※新生児聴覚検査の費用が書かれている領収証
 - ③振込先の口座がわかる通帳やカード
- ▶申込 ほけん福祉課福祉班